

令和8年度


# 白石市職員採用（社会人経験者）試験案内

令和8年5月  
白石市

【採用予定時期 令和8年10月1日～令和9年4月1日】

※ 第1次試験は全職種「SPI3」試験で実施します。

※ 令和8年度白石市職員採用上級（大学卒業程度）試験を受験する方は、  
申込できません。

試験内容	第1次試験は『SPI3』試験を実施します。 ☆公務員試験対策が不要です。 ☆好きな時に！好きな場所で！受験ができます。	
申込受付期間	令和8年 <b>5月7日（木）</b> ～令和8年 <b>6月1日（月）</b>	
第1次試験	受験期間	令和8年 <b>5月14日（木）</b> ～令和8年 <b>6月11日（木）</b>
	会場	全国の <b>SPI3テストセンター</b> ☆ 全国に開設されるSPI3テストセンターの中から、ご自分が会場を選択、ご都合の良い日時に予約を入れて受験して下さい。
	申込方法	<b>市のオンラインフォームに必要事項を記入、添付して送信</b> ☆ 受験申込書や受験票を郵送・持参する必要がありません。
試験職種	① 社会人経験者（行政） ② 社会人経験者（土木）	
問合せ先	白石市総務部総務課人事係 〒989-0292 白石市大手町1番1号 電話 0224(22)1331（直通） メールアドレス shiro-shiken@city.shiroishi.miyagi.jp	
白石市ホームページ	<a href="https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/1/39183.html">https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/1/39183.html</a>	

## 1 試験区分・試験職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
社会人経験者 (上級)	行政	3名程度	主に施策立案、庶務、予算、税務、窓口業務等の一般行政事務に従事します。
	土木	若干名	主に土木に関する専門的業務に従事します。

(注) 採用予定人員については、現時点での予定であり今後変更になることがあります。

## 2 受験資格

### (1) 年齢・資格等

試験区分	試験職種	受験資格
社会人経験者 (上級)	行政	次の①から②までのいずれにも該当する方 ①昭和51年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方 ②直近9年(平成29年6月1日から令和8年5月31日まで)のうち通算5年以上の職務経験(次項参照)を有する方(現在お勤めの方は、令和8年5月31日までの見込年数で構いません)
	土木	次の①から③までのいずれにも該当する方 ①昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方で、次のいずれかに該当する方 ア 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する方 イ 一般財団法人全国建設研修センターが実施している土木施工管理技術検定試験で定められている指定学科を卒業した方 ②民間企業等において土木(土木工事の設計、施工管理等)に関する職務経験を3年以上有する方 ③直近9年(平成29年6月1日から令和8年5月31日まで)のうち通算5年以上の職務経験(次項参照)を有する方(現在お勤めの方は、令和8年5月31日までの見込年数で構いません)

#### ◇職務経験について

- 1 「職務経験」には、会社員、団体職員、自営業者、アルバイト、公務員等として、週30時間以上の勤務（就業規則等で定められた勤務時間。残業時間を除く。）を1年以上継続して勤務した経験が該当し、これらの職務経験期間が、直近9年（平成29年6月1日から令和8年5月31日まで）のうち通算5年以上あることを要します（1か月未満の日数は、30日を1か月として計算します）。
- 2 複数の職務経験がある場合は通算することができますが、同一期間に複数個所で勤務した場合は通算できるのはいずれか一つの職務経験のみです。
- 3 休業等（傷病休暇、育児休業等）のために業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その期間は職務経験には通算できません（産前産後休暇の期間は通算できます）。この場合、当該休業等に引き続く前後の勤務期間は職務経験に通算できます。
- 4 同一の雇用者に実態として1年以上継続して雇用されながら、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日間以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が1年以上であれば、その期間を職務経験に通算することができます。

※最終合格発表後に、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

(2) 次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない人
- ・ 拘禁刑（令和7年6月1日以前は禁固）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 白石市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人



## 4 受験手続

### (1) 事前準備

#### ①パソコン及びインターネット環境の準備

- ・受験手続及び第1次試験（SPI3）を受験するためご準備ください。
- ・パソコンやインターネット環境を準備できない人は、インターネットカフェのパソコン等をご利用ください。
- ・これらの方法により準備ができない場合はSPI3テストヘルプデスクへお問合せください。

#### ②メールの受信設定について

- ・「shiro-shiken@city.shiroishi.miyagi.jp」から送付される電子メールが受信できるように設定してください。
- ・なお、電子メールの受信の設定方法については、ご自分で行ってください。
- ・電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いかねます。

#### ③メールアドレスについて

- ・必ずパソコン用のメールアドレスをご使用ください。（フリーメールでも可）

※携帯電話のメールアドレスの場合、当市からのメールを受信できず、受験案内等が届かないことも考えられます。

### (2) 個人情報の管理

登録された個人情報は適正に管理し、試験の実施に当たり必要と認められる情報は、十分に留意した上で当該情報を業務委託先に提供します。

なお、提出された書類等は一切返却いたしません。

## 5 受験の依頼について

- ・オンラインフォームから申込をした人へSPI3試験の「受験依頼メール」を送信します。
- ・なお、申込者が一定数を超えた等の理由により、必要に応じて申込内容による選考を行います。この場合、選考で合格した人にのみ第1次試験の「受験依頼メール」を送信します。
- ・また、選考で不合格となった人には、その旨をお知らせする電子メールを送信します。
- ・令和8年6月1日（月）までに受験依頼メールを受信されなかった場合は、6月2日（火）に総務課人事係へお問い合わせ下さい。

## 6 合格から採用まで

この試験の最終合格者（第2次試験合格者）は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登録され、そのうちから成績順に採用者が決定されます。原則として名簿の有効期間は1年で、採用年月日は令和8年10月1日から令和9年4月1日までのいずれかの日とし、市と最終合格者とで協議して決定します。

また、最終合格者であっても、採用までに次の事項に該当することとなった場合、採用される資格を失うことがあります。

- (1) 採用試験の受験資格を有しないことが明らかになった場合  
（「資格取得見込」で受験し最終的に資格を取得できなかった場合も含む。）
- (2) 採用試験の申込み又は受験に関して、虚偽又は不正の行為があったことが明らかになった場合
- (3) 心身の故障のため、職員としてその職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかになった場合

- (4) 職員としての適格性を欠くことが明らかになった場合
- (5) 地方公務員法に定める「欠格条項」に該当することとなった場合
- (6) 採用に関する白石市からの照会に応答しない場合

## 7 試験結果の開示について

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、口頭で開示を請求することができます。（下表参照）

開示を希望する場合は、受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、下表の開示場所に直接おいでください。

ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日）は、受付いたしません。なお、電話、はがき等による開示の請求はできません。

試験	開示請求できる方	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合順位及び	合格発表の日	白石市総務部総務課
第2次試験	第2次試験受験者	総合得点	から1か月	

## 8 給与等

初任給は、大学卒表直後に民間企業で正社員として一定期間勤務し、その後に採用された場合、下表のとおりです（令和8年4月1日現在）。なお、学歴や職歴によっては、この額に一定の基準に基づいて加算又は減算された金額となることがあります（ただし、条例により定められた上限額があります。）。

民間企業等における勤務期間	給料月額
民間企業等13年（採用時35歳）	302,900円
民間企業等23年（採用時45歳）	346,800円
（参考）4年制大学新卒（採用時22歳）	232,000円

記載しているそれぞれの額は、条件を仮定して算出した一例であり、個人ごとに異なる場合があります。

上記のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの支給要件にしたがって支給されます。

## 9 福利厚生

定期健康診断、各種ガン検診を毎年実施するほか、産業医等による健康相談を実施しています。また、結婚、病気等に対する給付金制度・住宅、修学時資金に対する貸付制度等、各種共済事業を利用することができます。さらに、市職員の福祉の増進を図ることを目的とし、給付事業・福利厚生事業を実施するため職員で組織した職員互助会があります。また、市職員を対象とした部活動として、野球・バレーボール・卓球・サッカー等があります。

## 10 連絡先

受験手続、その他受験に関する問い合わせ先

〒989-0292

白石市大手町1番1号

白石市総務部総務課人事係

電話 0224(22)1331 (直通)

メールアドレス shiro-shiken@city.shiroishi.miyagi.jp

## 1.1 その他

採用試験の情報については、市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。